

## 千葉県地震被害想定調査検討会議設置要綱

### (目的)

第1条 東北地方太平洋沖地震の発生や中央防災会議の被害想定を受け、千葉県が実施する地震被害想定調査の内容やその結果の利活用など地震被害想定調査全般について検討、意見することを目的として、千葉県地震被害想定調査検討会議(以下「検討会議」という。)を設置する。

### (構成)

第2条 検討会議は、学識経験を有する者等をもって構成する。

### (検討事項)

第3条 検討会議は、次の項目について検討し、県に意見を述べる。

- (1) 地震被害想定調査の対象地震に関すること
- (2) 地震被害想定調査の内容、結果の利活用に関すること
- (3) 地震被害想定全般に係ること
- (4) その他必要な事項

### (設置の期間)

第4条 検討会議の設置期間は、平成28年3月31日までとする。ただし、必要に応じてこれを延長することができるものとする。

### (座長)

第5条 検討会議に座長を置き、座長は構成員の互選とする。

- 2 座長は会議を統括し、会議を代表する。
- 3 座長に事故あるときは、あらかじめ座長が指名した構成員がその職を行う。

### (会議)

第6条 会議は、第3条の検討を行うため、必要に応じ、防災危機管理部長が招集する。

- 2 座長は、必要に応じて、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
- 3 防災危機管理部長は、座長の了解のもと専門分野ごとの会議を必要に応じて招集することができる。

### (事務局)

第7条 検討会議の事務局は、防災危機管理部防災政策課にて行う。

### (検討会議の性質)

第8条 検討会議は、第3条に規定のとおり構成員の知識や意見等の収集を目的とする会議であって、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき法律又は条例により設置される附属機関には該当しない。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に必要な事項は、座長が検討会議に諮って定める。

### 附則

この要綱は、平成26年6月12日から施行する。